新旧条文対照表

現行	改正（案）
第 1 条（目的）この法は国内に広く認識された他人の商標・商号等を不正に使用する等の不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止して健全な取引秩序を維持することを目的とする。	第 1 条（目的）------ 取引者又は需要者に----------.
第 2 条（定義）この法で使用する用語の意味は次のとおりである。	第 2 条（定義）----------.
1.「不正競争行為」とは、次の各目のいずれかに該当する行為をいう。	1. ----------.
イ．国内に広く認識された他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他、他人の商品であることを表示した標識と同一、又は類似したものを使用、又はこのようなものを使用した商品を販売・頒布、又は輸入・輸出して他人の商品と混同させるような行為	イ．取引者又は需要者に----------.
ロ．国内に広く認識された他人の氏名、商号、標章、その他、他人の営業であることを表示する標識（商品販売・サービス提供方法又は看板・外観・室内装飾等、営業提供場所の全体的な外観を含む。）と同一、又は類似したものを使用して他人の営業上の施設又は活動と混同させるような行為	ロ．取引者又は需要者に----------.
ハ．イ目又はロ目の混同させるような行為以外に非商業的な使用等、大統領令で定める正当な事由なしに、国内に広く認識された	ハ．----------取引者又は需要者に----

他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他、他人の商品又は営業であることを表示した標識（他人の営業であることを表示する標識に関しては、商品販売・サービス提供方法又は看板・外観・室内装飾等、営業提供場所の全体的な外観を含む。）と同一、又は類似したものを使用、又はこのようなものを使用した商品を販売・頒布又は輸入・輸出して他人の標識の識別力や名声を損傷する行為	----------.
ニ．～　ト．（省略）	ニ．～　ト．（現行と同一）
チ．正当な権原のない者が次のいずれかの目的として、国内に広く認識された他人の氏名、商号、商標、その他、標識と同一、又は類似したドメインの名称を登録・保有・移転又は使用する行為	チ．----------取引者又は需要者に----------.
（1）～（3）（省略） リ．～　ル．（省略） 2.　～　4.（省略）	（1）～（3）（現行と同一） リ．～　ル．（現行と同一） 2.　～　4.（現行と同一）